

高座清掃施設組合議会会議録

平成22年第1回定例会

平成22年3月30日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成22年3月30日（火）午前10時25分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 14名

池田徳晴君	牧嶋とよ子君
吉川重夫君	伊田雅彦君
松本春男君	鈴木惣太君
松澤堅二君	重田保明君
綱嶋洋一君	外村昭君
柏木育子君	鶴指眞澄君
沖永明久君	山口良樹君

2 欠席議員 1名

近藤洋君

3 付議事件

- 日程3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5 議案第3号 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例
- 日程6 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 議案第5号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例
- 日程8 議案第6号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2

号)

日程 9 議案第 7 号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 9名

組 合 長	内 野 優	事 務 次 長	赤 澤 真 二
副 組 合 長	笠 間 城治郎	企 画 財 政 課 長	中 村 大 義
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施 設 課 長	芳 賀 順 一
会 計 管 理 者	飯 塚 民 夫	整 備 担 当 主 幹	小 野 沢 直 仁
事 務 局 長	山 崎 孝 雄		

5 出席した事務局職員 2名

総務課主事	武 井 真 吾	総務課主査	丸 岡 太
-------	---------	-------	-------

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 阿 部 勝

7 会議の状況

(午前10時25分 開会)

◎議長（池田徳晴君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成22年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 各市議員の皆様方におかれましては、各市議会3月定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成22年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、条例に関する一部改正について5件、平成21年度一般会計補正予算（第2号）についてと平成22年度一般会計予算であります。よろしくご審議お願い申し上げます、ごあいさついたします。よろしくをお願いいたします。

◎議長（池田徳晴君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を

開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、牧嶋とよ子議員、山口良樹議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、人事院勧告に基づき、時間外勤務手当の支給割合の引き上げを行うため及び機構改革に伴う所要の改正を行うためであります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、人事院勧告に基づき、時間外勤務代休時間を指定する仕組みを新たに導入するためであります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第3号 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、廃棄物処理手数料の改定、し尿処理区分の新設及び文言の整理をしたいためであります。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、施設建設計画等に伴う経費として構成市派遣職員分の算出根拠を新設するためであります。詳細につ

きましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第5号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、施設建設計画等に伴い行政機構を改正し、事務の適正かつ能率的な遂行を図るためであります。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第6号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,698万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,726万8,000円にするものでございます。歳入につきましては、使用料及び手数料の減、組合債の減をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費の増及び衛生費の減、予備費の増でございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第7号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,803万6,000円とするもので、前年度比7.11%減、2億7,249万4,000円の減額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（池田徳晴君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。提案理由は先ほど組合長が説明したとおりであります。

新旧対照表の下線でお示しした部分でご説明をいたしたいと思っております。5ページでございます。第15条の規定は給与の減額を定めている条項でございますが、減額をしない場合として休日の種類を規定していますが、これに今回改正の「時間外勤務代休時間」を追加するものでございます。

6 ページから 7 ページでございます。第16条第 4 項の次に第 5 項から第 7 項を追加するものでございます。第 5 項は、1 カ月につき60時間を超える時間外勤務を行った際に、60時間を超える時間外勤務手当について100分の150を支給するとするものでございます。

第 6 項は、60時間を超えた時間外勤務を行った場合に、60時間を超えた部分について時間外勤務手当の引き上げ支給にかえて代休を取得した場合は、その取得した時間にかかわる時間の時間外勤務手当の引き上げ支給は行わないとするものでございます。

第 7 項は、短時間勤務職員の支給割合を定めたものでございます。短時間勤務者が通常職員の勤務時間の 7 時間45分を満たすまでの時間は100分の100の支給のままとするものでございます。

なお、以上の 3 項を追加することによりまして、現 5 項を 8 項に繰り下げるものでございます。

次に、8 ページでございます。第24条中第 3 項を削りますが、これは臨時的任用職員に対する割増賃金を支給することができるとする項ですが、これを廃止するものでございます。

8 ページ上部の附則でございます。これは、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。平成 18 年に給与条例を改正した際に、附則第 7 条で地域手当の支給割合を100分の10としたものを100分の11に改めるものでございます。

同じく 8 ページ下部の附則でございますが、本条例は平成22年 4 月 1 日から施行いたしたいものでございます。

4 ページの改正文に戻りまして、新旧対照表にない別表をご説明いたします。別表第 2 の 1 行政職一給料表の改正は、今回の機構改革に伴いまして、係長の位置づけを 5 級、副主幹級とするものです。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 新旧対照表の 8 ページ、旧の第24条の 3、臨時的任用職員の

ところで「割増賃金」とあるんですけれども、ここで綾瀬、座間、海老名、高座、このあたりの一般職と臨時職員で「割増賃金」という表現に相当するのは、それぞれどういう用語で使っているのか、説明をお願いします。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） 割増賃金の関係ですけれども、一般職につきましては三市とも「期末勤勉手当」という言い方になってございます。臨時的任用職員に対しまして、座間市につきましては「期末手当」、綾瀬市については制度がございません。海老名市につきましては「割増賃金」、高座につきましても海老名市同様「割増賃金」という名称で使ってございます。

◎議長（池田徳晴君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 今後の課題なんですけれども、本会議の提案のときでもいいし、事前の勉強会でもいいんですけれども、三市で条例の用語の使い方というのかな。一緒の場合はいいんですけれども、使い方がそれぞれもしばらばらな場合は、それぞれ自分のところの条例の解釈でやるものですから、このあたり、三市の条例の使い方が違ったりする場合は、事務局で調べて、おたくの市ではこの場合はこういう用語なんだという……。きょうの提案説明でもいいし、いつでもいいんですけれども、そのあたりは事務局サイドで研究できないかどうか、お尋ねしたいんです。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） それにつきましては、私どもでも調査漏れという部分では反省しております。今後につきまして、そういった事例がございましたら、事前にお知らせするというところで考えたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。重田保明議員。

◎（重田保明君） 今のご説明ですと、24条の3項で現行では割増賃金を支給することができるとなっていたものを、改正ではこれを削除するというご提案ですけれども、その理由として、地域手当を100分の10から100分の11にするから、割り増しのところは支給しないということになるかと思うんですけれども、この改正によって、臨時的任用職員や、あるいは非常勤職員の給与ですね。この人たちが現行と改正によってどのくらいの賃金といいますか、給料といいますか、こういうものが変わってくるのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 現実には、重田議員もご存じのとおり、高座清掃施設組合の一般職の職員の給料については海老名市に準ずるとというのが原則になっております。そういった関係では、海老名市も地域手当は12%でございますけれども、それを数年間10%に据え置いて、4月1日から11%に1%増えるといった形で今回の地域手当の改正があります。この臨時的任用職員につきましては、あくまでも臨時的任用職員ですから、海老名市でも今回この条項を削除しました。臨時的職員というのは、8時半から17時15分まで、いわゆるフルタイムとして7時間45分働くという形のパターンがずっと継続することについては、法律の問題がございます。よって、継続でやる場合は一定の期間をあけないといけないという形になります。海老名市もそうでありますけれども、これからは臨時的任用職員を雇い上げる場合については一定の時間を決めて、正規の職員とは勤務体系を変えた形で採用するべきだろうと思っております。よって、正規と違うことによって割増賃金を出す必要はないという形でございます。

今回、座間市は一部出しておりますけれども、臨時的任用職員に割り増しや勤勉手当を出している県下の自治体はほんの少しでございます。ほとんどが割り増しとかを出していない現状がありますので、近隣市との均衡を見た中でそういった判断をさせていただいております。今回私ども影響する職員は現在だれもいません。よって、今後臨時的職員を採用するという形はできるだけ控えていきたいという方向で考えておりますので、そういった面でご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） 雇用の問題ですけれども、高座清掃施設組合としては今後も採用は考えていないということですが、状況によっては雇用することも、フルタイムだって出てくるかもしれない。これは未定ですよね。そういうことと、どういう方式をとろうと現行の、今はないと言いますから、仮定の話で申しわけありませんけれども、例えば今後そういう雇用するという事態が発生したときに、現行の割増賃金を支給する、割増手当を支給すると。今度は支給しないで地域手当で補うんだという関係で見れば、最初に言いましたように、その賃金がどうなるかということは変わってくるわけですね。賃金が今までよりいいの

かどうかと。

海老名市議会でも本会議でやりましたけれども、私たちの調べによれば、例えば海老名市と高座清掃施設組合とは大体賃金体系が同じでありますから、今まで830円であった時給が910円に引き上げられて現在はいたわけですがけれども、今度地域手当とか、そういうふうなものが入ってきて、割り増しがカットされると、時給等を含めて総額約5%カットされることが明らかになっているわけです。例えば雇用された場合ですよ。そういうことでは、働く人たちが臨時的任用職員であっても賃金が下がることには変わりないと思いますので、そういうことはあってはならないと私どもは考えるんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） もう一度申し上げたいんですけれども、基本的には地域手当が出ているのは一般職の職員で、正規職員でございます。臨時的任用職員には地域手当は出ておりません。これを誤解しないようによろしくお願いしたい。

基本的な問題として、継続をして、21年度からずっと臨時職員がいました。今回の割り増しを撤廃したことによって、少し期間をあけて、その方を採用した場合はその5%という形は成り立ちます。しかしながら、今、現実に高座清掃施設組合は臨時的任用職員がいないんです。いないということは、割増賃金がないという条件でどうですかといったら、それで仕事をしてみたいという形ならば、その条件でありますから、賃金が下がったことにはなりません。いわゆる継続で、この状況の中で、条件の中で勤めている方はそうかもしれません。しかし、海老名市と高座清掃施設組合の関係では現実にいないわけですから、新しい条件の中で雇用を求める方がいらっしゃれば、その条件でありますから、下がる、上がったという問題ではないと思います。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） その考えはおかしいのではないですか。さっきから、現在高座清掃施設組合にはそういう職員はいないと。これは先ほど私が質問した中で言いましたよね。今後採用することが絶対ないと言うのでしたら話はわかるけれども、そうではない。場合によっては、状況によっては採用するという仮定も出て

くるわけだ。そういうときに、いったんこういう条例を決めておけば、この条例、新しい条例を施行するわけですから、当然多少は関係してくるわけだよ。そのときに、今、組合長は、今はないから、今後そういう事態が起きても新しい条例で採用するんだから、その時点の条例の内容で決めるから関係ないではないかと。関係ないといっても、今では、今の条例に照らしてどう見るかということ、過去の話であっても大事なことなんですよ。私たちの試算ですと、過去より約5%削減される見通しですよ。今の状況が、割増賃金がカットされて、割増賃金というのは海老名市でいえば期末手当や一時金ですよ、そういうものも含まれていますよ。それがなくなるということですね。まして、地域手当は入らないんだといえば、ますますその現行と入るときの格差というのは、賃金が下がるわけだから、時間給が下がるわけではないですか。仮定の話で申しわけないけれども、それだったら、現在その水準に合ったそれだけの割増賃金がもらえるのに、新しい人が入ったときは、そういうものは条例でないから、それはそれでいいんだということにはならないのではないですか。前の条例と比べてどうなんだということは極めて大事なことはないですか。そういうことを言っているんですよ。だから、そういう下がるような時給のやり方は好ましくないのではないかという点についてどう考えるんだと言っているんですよ。もう一度お願いしますよ。全然違う、理由をすりかえてしまっている。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 例えの話、今まで年収100万円もらっていた人が、重田議員の論法でいくと、今度新しい方は95万円になるという考え方、それは同じ認識ですね。だけれども、100万円で勤めていたAさんが、そのまま次に契約したときに95万円だったら重田議員の理屈はオーケーだと思います。だけれども、新しいBの人が来た場合、95万円で条件を提示して、これでどうですかと言って、納得して、95万円で私は働きたいという形なら、それで問題ないと思います。だから、基本的な問題として、私どもは公務員の給料は人事院勧告にのっとって、それを踏まえながら、近隣の状況を見ながら判断していますが、臨時的任用職員の割り増しというのは近隣でもないことを踏まえないといけないということで、海老名市は廃止し、高座清掃施設組合も今回廃止をしました。これをそのままつけておくことによって、逆に言えば、近隣の綾瀬市の臨時的任用職

員と海老名市の臨時的任用職員の格差は存在するわけです。そのほうが大きな問題だと私は思っています。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） 労使関係というものは、組合長もご存じのとおり、やはり理事者側のほうが絶対的に有利ですよ。仮の話で申しわけないけれども、現行のときに100%、100万円なら100万円もらっていて、今度は95万円だと。95万円のとときに採用するんだから、いいではないかという論法だけれども、それは採用するときに、そこで仕事をさせてもらいたいから、理事者側の言うことを聞くという絶対的な理事者側の有利の中での雇用。労使関係というよりも、労働者と使用者との使い分けをするわけだけれども、そういうことは別にして、公正に継続するのであったら、ちゃんと今もらえたものをその次のだれが、Aさんであろうと、Bさんであろうと、採用するときにそのお金をちゃんと保障すべき。時間給でもそうでしょう、月給でもそうですけれども、それが大事なことだと私は思っているんですけれども、そういうことを考えないで、そのときの理由によって、そのときの労働者と使用者との内容によって決めれば、労働者は本当にもうゼロに近いでしょうよ。採用してもらいたいのが最優先だから、前もって95万円を100万円にして採用してくれなんて言ったら、あんたは使いませんとなるわけだよ。そういうふうなことではないと思うのですよ。やはり前のときの状況がどうだったのかを見て、ちゃんと支給する、ずっと継続して支給するのが当たり前のことではないかと思うんです。準公務員のところでもそうですし、公務員ならなおさらのこと、そういうふうなことが言えるのではないかと思うんですけれども、その辺についてどんなふうにお考えですか。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 根本から認識の違いだと思うんですよ。今現実の中で、重田議員、座間市と綾瀬市と海老名市があって、一緒に働いている、同じ仕事をやっても、はっきり申し上げて地域手当だって格差があるんですよ。座間市は6%ですから、うちは今回11%ですね。綾瀬市は10%を据え置いているわけですよ。それでも差があるんですよ。重田議員が言うなら、同一賃金なんですよ。自治体職員は同一賃金でやるべきだという。ただ、そういった情勢になっていないではないですか。

この割増賃金というのはなぜ生まれたかという、当時臨時的任用職員というのは、市役所自体では本来はあり得ない存在なんです。本来は正規化すべきだというのが昔からの考え方だと。だけれども、それですと、職員がどんどん増えていくという形の中で、いわゆる法律上で臨時的ということで認められた制度なんです。これが恒常的になったからこそ、そういった部分で割り増しをつけないと、その人たちの雇用というか、労働条件をよくしようということで生まれた話なんです。ところが、今は変わりつつあって、できるだけ臨時的任用職員の時間を狭めたり、そういういろいろな形の形態をとらないと正規と臨時が同じ仕事をやっている。基本的に正規のほうが当然上なわけですから、やっぱり臨時的任用職員の位置づけをしっかりとしていこうという形で海老名市が始めた。それで、高座清掃施設組合もそういった形で進めるという形でございます。それをあくまでも、昔、こう来た労働条件をずっと維持すべきだ、そうやっていく時代はもうあり得ないわけですから、そういった認識の違いだと私は思っています。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 今お話しになっている臨時的任用職員の件なんですけれども、実態上は今、高座清掃施設組合ではないという話なんですけれども、確かに今、実は改めてこの条文を読んでいて、その割増賃金という概念自身、私、初めて知ったので、もう一度説明をしていただきたい。基本的には、座間市でいうと期末手当に相当するものだという理解でいいのか、説明をいただきたいんですが。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） 基本的には、一般職におけるボーナス、期末手当というふうな形で割増賃金という名称を使っております。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 割増賃金の件に関して議論になっていましたけれども、基本的には、今の組合長のお話だと、臨時的任用職員ということに関して言えば、運用上、座間市なんかもそうですけれども、多いのは、実態上、正規の職員と労働時間が同じ、つまり常勤臨時職とよく言われますけれども、そういう形態のものから、どちらかというとは非常勤という形で、常勤職員よりも相当短い時間にして

いこうというお話かと伺ったんですが。

ただ、基本的には、時間が短かったとしても、問題になるのは、割増賃金かどうかという問題よりも、ご承知かと思うんですけども、昨年4月にパート労働法が改正されています。改正パート労働法、この議論は今年、座間市の3月議会でもやったんですけども、パート労働法は公務員は適用除外になっています。ただし、公務員が適用除外となったからといって、パート労働法の趣旨に背くことはできないというのは国会答弁の中でも明らかになっています。現に国家公務員は、昨年の夏の段階で、人事院の局長通知で国家公務員の臨時的任用職員と常勤職員との賃金の均衡を定める通知を出しております。その通知の中身というのは、臨時的任用職員の賃金については、国家公務員と同等の仕事をしている場合に関して言えば初号俸に合わせるという形になっているわけなんです。現実的に言えば、民間に関してはもちろん努力義務ではあるんですけども、パート労働法の改正によって賃金の均衡ということに関して、これは正規職員とパート等との均衡の努力義務が課せられる。国家公務員に関しては、人事院の総裁通知によって初号俸と合わせることで均衡が図られる。それから考えると、地方自治体においても、高座清掃施設組合も地方公共団体のひとつですから、言ってみれば同等の時間という概念だけではなくて、仕事の中身において、臨時、非常勤との同等、均衡待遇ということが求められてくるんだと思うんですけども、その辺に関してはどういうふうにお考えですか。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 沖永議員が言っているのは、当然法の趣旨の中でフルタイムで継続的に使用した、いわゆる臨時的な職員は法的に問題があるだろうという認識は私も持っています。よって、そういった中では、フルタイム、継続的に雇用をやっていることについては、それぞれの市町村も、1年以上いきますと問題があるからということで、1年たつと、一定の期間を与えて、また雇用するという形態がどこでも使われていると思います。私ども今回、こういった割増賃金をやめるという契機の中では、やはり時間の問題、継続の期間の問題、あるいは仕事の内容まで考えていくべきだろうと思っています。正規職員がいないから臨時的任用職員を入れるのではなくて、臨時的任用職員の仕事として与えるべきだろうと。そこまで考えないと、こういったものは解決しないと思っています。

よって、そういった中の今後の問題につきましては、私はもう臨時的任用職員を採用しないとは言っていませんけれども、極力採用しないようにしていきたい、現人員の中でやっていきたい。もしも職員に欠が生じた場合、いわゆる傷病休暇とか、いろいろな関係でなりましたら、それについては任期付採用という形が法的にもオーケーなわけですから、これはもう正規職員と同じ労働条件で、3年とか期限を決めて採用しているわけでありますから、そういった制度を活用するという形にしていきたいと思っています。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 私の言っているのは、ここでの割増賃金のことを言っているわけではないんです。つまり現実、実態論として採用がないということならば、今の段階では問題にならないんですが、もし採用があった場合、例えば今おっしゃっていた点からいったら、常勤職員と同じ時間帯での採用よりも、それよりも相当数短い時間での採用等での運用を考えるということなんですが、そうであったとしても、問題は、ここでは条例ですので、座間市の場合なんかは規則等によって賃金表が臨時的任用職員に定められているわけなんですけれども、そこにおいても今後そういうことがあった場合に関しては、国家公務員、要するに人勧準拠とおっしゃったわけですから、その人事院勧告で示された、要するに同等の職員の初号俸との均衡を図るという概念で時給を計算していく必要があると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） どの市町村でも臨時的な時間給をやっております。それについては他市との均衡というのもありますから、人事院勧告を踏まえながらも、当然正規職員から割り出すという問題もございませぬけれども、他市の状況を見ながら、均衡を逸しないような形で対処するしかないと思っています。以上です。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（池田徳晴君） 挙手多数であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表の下線でお示しした部分でご説明いたしたいと思っております。11ページでございます。第8条の次に第8条の2を追加するものでございますが、第8条の2とは、先ほど給与条例の一部改正でご説明申し上げましたが、1カ月につき60時間を超える時間外勤務を行った場合に、60時間を超える時間外については時間外手当の引き上げ支給とするわけですが、これに代えて代休を指定することができるものがございます。

13ページでございます。第10条第1項は休日の代休日を定めている条項ですが、これに時間外勤務手当に代える代休を位置づけたものでございます。

14ページの第17条は、文言等の整理でございます。

最後に、附則でございますが、本条例は平成22年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例の一部改正についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） それでは、議案第3号 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分でご説明したいと思います。18ページでございます。第1条は趣旨でございますが、「及びし尿」を加えたものでございます。

第2条、第3条、第4条については、産業廃棄物の処分費用の規定を削るもの

でございます。

別表に移りまして「し尿」の新設でございますが、構成三市の直接搬入を除く事業系し尿について、リットル11円の金額を設定いたしました。

19ページでございます。「上記以外の一般廃棄物」でございます。これを21円から25円に改正するものでございます。

附則でございますが、し尿の新設、文言の整理につきましては平成22年4月1日から、25円への改正は3カ月の周知期間を設けるため平成22年7月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 今回の手数料条例の改正なんですけれども、一般廃棄物処理基本計画の中では、たしか平成22年度までの検討、23年度からの実施とうたわれていたかと思うんですけれども、結果的には1年前倒しに実施をすることになったんですが、1点は1年前倒しで実施したことについての考えをお聞きしたい。

それと同様に、今回は条例等も出ていないんですけれども、家庭系ごみの有料化について、これも基本計画の中では、22年度までの検討、23年度から実施する場合はという形になっておりますけれども、これの現在の検討状況、現時点におけるお考えということに関してお伺いをしたい。

それと、条例の条文中において、これまでの条例等の中身から比較をしますと、産業廃棄物に関しての搬入の規定を取って、いわゆる事業系「事業活動に伴って排出された一般廃棄物」という規定ですよね、たしか。規定としては非常に厳密になったかなとは思うんですけれども、そこに今、説明がありました「前項以外の廃棄物」というのがさらにつけ加えられているわけなんですけれども、この前項以外の廃棄物についての説明と含めてお願いをしたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 数点にわたりましてご質問があったかと思えます。

まず、一般廃棄物処理基本計画の前倒しで、今年することの理由でございますけれども、私ども前回に改定したのは平成15年の3月議会であります。これは一

般廃棄物処理基本計画と同様でございますが、おおむね5年ごとぐらいに見直しを行ってきた経過の中で、今回実際の処理コストとの乖離も生じてきたということと、既に6～7年が経過したこととあわせまして、今回の改定に至ったものでございます。

家庭ごみの有料化につきましては、今、議員さんが一般廃棄物処理基本計画で指摘のとおり状況でございますけれども、現在、三市での検討は行ってございます。これは三市清掃行政連絡協議会の研究会等の中で行ってございますけれども、まだ足並みをそろえるという状況には至っておりません。今後近隣の状況なり、あるいは全国の状況等を踏まえまして、議論を進める中で足並みをそろえて進んでいかざるを得ない問題だと思いますので、意見の統一を図りながら、どう進んでいくかはわかりませんが、考え方をまとめてまいりたいと考えております。

「前項以外の廃棄物」につきましては、私どもの焼却炉で焼却することができる浄化槽汚泥でございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） わかりました。ただ、これは現実には今、燃やすことのできる浄化槽汚泥に関しては搬入されているんですか。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 過去、綾瀬市から出ました下水道の浄化槽汚泥については私どもで焼却をした実績がございます。そのほか、構成市以外から浄化槽汚泥を受けたということはございません。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） そういう実態であるならば、前項以外の廃棄物の規定というのは特に必要はないのではないかなという気がするんですね。基本的には、事業系ごみについての規定としては「事業活動に伴って排出された一般廃棄物」という規定が上にあるわけですから、そこで事業系のごみについての搬入基準が明確化されるのではないかなと思いますので、それについての見解。

あと、改定に伴ってのことなんですけれども、後の予算でも示されているんですが、使用料自身は上がるんですけれども、予算的には減額を見込んでいるという現状ですよね。いろいろな想定されることはあるかと思うんですけれども、現

状でも確かに事業系の問題と家庭系のごみの問題は、家庭系の中への混入の問題。これは高座清掃施設組合で施策として対応すべきなのか、各市それぞれの施策で事業系と家庭系の問題に関して対応すべきなのかというのがあるとは思いますが、すけれども、そこら辺、現実には、座間市でも多分事業所の中で、事業所でいうと3,000近くあったかと思うんですけれども、そのうち許可業者、処理業者を通じて排出しているところは数%しかない。相当数家庭系の中に混入しているのではないかと想定されるわけなんですけれども、そこら辺での事業系と家庭系の取り扱い。使用料を上げた結果、家庭系のごみが増える、そこに混入されることも想定されるんですけれども、高座清掃施設組合としての対応施策に関してどうしていくのかという考えはあるのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思えます。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） まず、1点目の「前項以外の廃棄物」につきましては、大変申しわけありませんが、議員さんのご指摘も踏まえまして今後研究検討させていただきたいと思っております。どのような対応がよろしいのかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

事業系一般廃棄物の混入等につきましては、基本的には、やはり三市のごみの出し方の問題だろうなと思っておりますけれども、私どもの事業運営とも密接に絡む問題でございます。これにつきましても、当然私どもの歳入、収入にかかわる問題でもありますけれども、各市と研究検討を重ねながら、よりよい方法というものを考えていかななくてはいけないだろうと思えます。具体的に私ども何ができるのかといいますと、今やっております事業系のごみ質検査等を含めまして、三市の施策に反映できる取り組みは私どもも続けてまいりたいと考えております。

1点目の私の先ほどの答弁でちょっと訂正がございますので、その辺につきまして施設課長から説明をさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） ご訂正をさせていただきます。先ほど汚泥の搬入の答弁の中で、過去、秦野市伊勢原市環境衛生組合より、し尿処理施設の汚泥を緊急避難的に私どもで受けた実績がございます。これを追加させていただきます。

さらに、事業所系の廃棄物が一般家庭ごみに混入される問題につきましては、今年よりごみ検査機を導入いたしまして、4月より本格稼働をさせますが、その中で、事業所系のごみのみではなく、市から収集されるごみに対してのチェックもかける予定でございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） それでは、議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分でご説明したいと思います。23ページでございます。第3条第3項の次に1項を加えるものでございます。これは、高座清掃施設組合の分担金を構成する「組合の運営にかかる経費」と「施設の建設

にかかる経費」のほかに「施設建設計画等に伴う経費」を別に追加するものでございます。別に追加しましたこの経費は、構成三市の負担割合によらずに計算することとしたものでございます。

附則でございますが、本条例は平成22年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 今回は職員の派遣を前提としたものですが、例えば分担金というのは、人口とかごみのほうでありますよね。今回は施設建設計画等に伴う人件費として分賦となるんですけれども、私たち議員は今ここでこれは人件費だとわかるんですけれども、座間、海老名は1年、綾瀬も2年に1回交代する。それぞれ議員も交代してしまうと、条例だけ残った場合、施設建設計画等の人件費だけというふうに位置づけを明確にしておかないと、将来、ごみなんかの分担金の話とこの条例で解釈の違いが出てくるということをすごく心配するんです。事務局としての提案のときに、今回の条例に関する分賦というのは、施設建設計画等に係る職員の人件費分だけと限定して、それ以外のことはないという説明を明確に入れていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） 確かに施設建設計画等という中身につきましては、あくまでも計画。今後10年間で施設更新をしていくわけですが、それに係る各市からの職員派遣に対する人件費ということで整理してございます。中身につきましては、この条例のほかに各市と協定書をそれぞれ結びます。その中でどういう金額について負担するのかということをきちんと明記してございますので、それで一応確保していきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(池田徳晴君) 挙手全員であります。よって、議案第4号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長(赤澤真二君) それでは、議案第5号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分でご説明したいと思います。26ページでございます。第2条の課の設置でございますが、将来に向けて、人員配置に柔軟性を持たせ、効率的な業務分担を図る意味で機構改革を行います。今現在3課を2課に統合し、第2項では現在の「企画財政課」と「総務課」の業務を一元化し「総務課」といたしました。また、施設計画、建設に係る業務を総務課内に追加しました。

附則でございますが、本条例は平成22年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長(池田徳晴君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第5号 高座清掃施設組合事務局設置条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8 議案第6号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、議案第6号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,698万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,726万8,000円とするものでございまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表 繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表 地方債補正によるものでございます。

2、3ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、1.歳入でございますが、2款使用料及び手数料2項手数料は2,628万3,000円の減額です。5款組

合債 1 項組合債は 1 億 2,070 万円の減額、歳入合計 1 億 4,698 万 3,000 円の減額でございます。

次に、2. 歳出でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費が 240 万円の増額、4 款衛生費 1 項清掃費が 1 億 6,096 万 5,000 円の減額、7 款予備費 1 項予備費が 1,158 万 2,000 円の増額、歳入合計は 1 億 4,698 万 3,000 円の減額で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 36 億 4,726 万 8,000 円でございます。

4 ページですが、第 2 表 繰越明許費、組合敷地確認業務委託は、公図等で調整が出たため期間の延長をするものです。高座清掃施設組合施設整備基本構想業務は、施設規模の再検討のため、期間の延長をするものでございます。

第 3 表 地方債補正、第 2 処理場外壁等改修工事は、地元との協議による執行中止と、150 t・200 t 炉散気管改修工事は設計金額の変更で限度額が変更になったことによるものでございます。

5 ページから 7 ページは省略させていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。事項別明細の 2 歳入の 1 節清掃手数料 2,628 万 3,000 円の減額は、当初見込んだ事業系一般廃棄物の搬入量が約 1 カ月分、1,250 t の減になるためでございます。

1 項組合債の 1 節一般廃棄物処理事業債 1 億 2,070 万円の減額は、第 2 処理場外壁等改修工事が未執行で減額、150 t・200 t 炉散気管改修工事が当初予算よりも安く契約できたことからの限度額の減額でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。3 歳出でございます。1 目一般管理費 19 節負担金、補助及び交付金 240 万円の増額は、海老名市への交付金で、第 2 処理場北側水路敷舗装工事による増額でございます。

次に、12 ページ、13 ページをお開きください。2 塵芥処理費 15 節工事請負費 1 億 6,096 万 5,000 円の減額は、第 2 処理場外壁等改修工事の執行中止と 150 t・200 t 炉散気管改修工事に残額が生じたためでございます。

14 ページ、15 ページは、予備費で 1,158 万 2,000 円を増額するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑はございませんか。柏木育子議員。

◎（柏木育子君） 第2処理場外壁等改修工事のことについてであります。8ページ、9ページで組合債が9,210万円の減額となっていると思うんですが、その反面、今度は12、13ページで1億2,285万円の減額となっています。この差額3,000万円ほどのご説明をいただきたい。予備費に3,000万円が行っているというわけでもありません。そういう状況がありますので、詳しく説明をしていただきたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 今のご質問でございますけれども、第2処理場外壁等改修工事につきましては、総事業費が1億2,285万円でございます。そのうちの起債を充当する部分が9,210万円ということになります。したがって、その残りの3,000万円強につきましては一般財源になるわけでございます。起債を充当する以外の部分でございます。ということで、これにつきましては翌年度に繰り越していくこととなります。

◎議長（池田徳晴君） 柏木育子議員。

◎（柏木育子君） 一般財源で翌年度に繰り越していくということになりますと、その金額はどのページにどういうふうにあらわれているのか、再度ご説明ください。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） ただいまの3,000万円が出てこないというふうなお話なんですけれども、今回の補正予算の中でプラスマイナスという形で歳入歳出同額になってございます。あえて言うならば、歳入の使用料が2,600万円減額になってございます。また、組合債につきましても減額をしているということで、その間の差し引きでその3,000万円が動いているとお考えいただきたいと思いません。

ただ、結果としましては、今回の3,000万円は、基本的に年度で終わった後は、繰り越しという額に一本化された上で来年度へ流れる。その使用については地元対策というふうな形で考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 柏木育子議員。

◎（柏木育子君） ただいまの説明ですと、3,000万円は翌年度に繰り越していく。そして、その内容としては地元対策費に使っていきたいということだと思うんですが、どういうふうにするかというのは、当然のことながらまだはっきりしていないと思うんですけれども、そういう形での翌年度への繰り越し。対策費に使うんだという限定されての繰り越しをするということは、会計が1年度ごとに終了していく上であり得ることなんでしょうか。そこら辺もご説明いただきたい。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） ただいまの3,000万円を明示した上での翌年度繰り越しという形になると思いますけれども、これは新年度、後ほど予算がありますけれども、その中で、例えば外した中で基金をつくるとかいう形ができれば、きちんと3,000万円積みましたよという形にはなろうかと思えますけれども、現行では時間的な余裕もございまして、地元からの対策費関係の中身についても十分に詰まったものとはなっておりません。ということは、21年度は21年度として整理した上で、当然そのほかに、繰り越し財源の中に3,000万円は入っているとみなした上で翌年度の予算をつくっていると。結果として、もしそこで地元対策費等中身が決まった段階では、改めて補正という形で整理をさせていただきたいなと考えてございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 歳出の塵芥処理費なんですけれども、散気管改修工事の減額についてなんですけれども、今年度の当初予算の計上の事情を知らないもので、これに関しては工事でやっておられると思うんですけれども、通常当初予算で計上される修繕の部分に計上という形ではなくて、工事という形で計上されている経緯の説明と、多分これに関しては石川島との随意契約だと思うんですけれども、随意契約で減額がこうやって出てくることに関しての経過も説明をいただきたいということでもあります。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 散気管の減額につきましては、東京都環境整備公社のご支援をいただきまして、同様の施設、東京都ですと豊島工場がございまして、そちらでの散気管の単価でありますとか、また私どもで積算をする上で非常に細

かいところ。無溶接鋼という特殊な鋼材ではございますが、そちらの基礎単価から積み上げを行いまして、また町田市もこれらについて頻繁に交換をなさっておりますので、そちらの単価も参考にしつつ値段交渉に入りまして、これだけの値引きを勝ち取ったような内情でございます。

工事請負費、通常ですと修繕料の中でかなり高額の金額を見込んでおりますが、その中でも今回の散気管工事につきましては金額が非常に高額でございますので、工事請負費で予算計上させていただいております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。重田保明議員。

◎（重田保明君） 先ほどから議論に上っている外壁等改修工事での3,000万円の処理の仕方なんですけれども、現在のところ、いまひとつはっきりしない処理の仕方となるのではないかと思うんですね。当面对策委員会との関係でとか、いろいろなことで未確定な部分がありますから、私はその3,000万円は、とりあえず予備費に計上して処理しておくのが妥当な線ではないのかと。先ほど補正でというふうな考えもございましたけれども、使うところが見当たらないというか、対策との関係で出てくるのでしょうかけれども、それまでは未知数のことですから、当面の会計処理として予備費に計上しておいたほうが、だれにでも公正にわかるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） この3,000万円につきましては決算上、21年度決算になりますけれども、不用額となるものでございます。今回の補正予算上の処理といたしましては収支同額でございますので、そのバランスの中で、余った部分については予備費の中に入っているという考え方でございます。

◎議長（池田徳晴君） 重田保明議員。

◎（重田保明君） 今の答弁ですと、21年度の不用額というふうなことで当面処理すると。わかりました。それならば、最初の説明のときにそういうふうなことを言われてしかるべきではないのかと思います。以上です。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(池田徳晴君) 挙手全員であります。よって、議案第6号 平成21年度高座清掃施設組一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9 議案第7号 平成22年度高座清掃施設組一般会計予算を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(山崎孝雄君) それでは、議案第7号 平成22年度高座清掃施設組一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億5,803万6,000円と定めたいものでございまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、継続費の経費の総額及び年割額は第2表 継続費によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる規定として、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

4、5ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算の1.歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、対前年度比0.7%減の30億2,959万2,000円でございます。2款使用料及び手数料でございますが、対前年度比2.1%減の3億1,382万5,000円でございます。3款繰越金でございますが、対前年度比25.9%減の2億円でございます。4款諸収入でございますが、対前年度比662.6%増の1,461万9,000円でございます。歳入合計で対前年度比7.1%減の35億5,803万6,000円でございます。

次に、2.歳出でございます。1款議会費でございますが、対前年度比1.2%減の119万4,000円でございます。2款総務費でございますが、対前年度比31.1%増の3億1,686万1,000円でございます。3款民生費でございますが、対前年度比24.1%増の2,971万2,000円でございます。4款衛生費でございますが、対前年度比8.8%減の28億2,270万8,000円でございます。5款教育費でございますが、対前年度比9.7%減の1億2,500万6,000円でございます。6款公債費でございますが、対前年度比20.8%減の2億5,255万5,000円でございます。7款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。歳入合計で対前年度比7.1%減の35億5,803万6,000円でございます。

6ページをお開きください。第2表 継続費でございますが、2款総務費1項総務管理費、施設更新計画業務で総額3,223万5,000円、平成22年度は1,326万5,000円でございます。

次に、第3表 債務負担行為でございますが、工業薬品購入の期間及び限度額は、平成23年度、1,403万1,000円、燃料購入の期間及び限度額は、平成23年度、156万3,000円、分析委託の期間及び限度額は、平成23年度、49万1,000円、機器校正業務の期間及び限度額は、平成23年度、20万6,000円、不燃物選別作業等業務の期間及び限度額は、平成23年度から平成27年度、1億3,617万5,000円、高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター指定管理に係る協定の期間及び限度額は、平成23年度から平成27年度、7億4,152万5,000円でございます。

次に、7ページでございます。事項別明細書でございます。1 総括、歳入でございますが、本年度と前年度の予算額並びに比較でございます。

8、9ページをお開きください。歳出でございます。本年度と前年度の予算額並びに比較、財源内訳でございます。

12、13ページをごらんください。2歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、1節運営費等分担金は29億9,959万2,000円でございます。内訳は、綾瀬市が率で28.1907%の8億4,406万3,000円、海老名市が36.2474%の10億8,814万9,000円、座間市が35.5619%の10億6,738万円でございます。3節人件費等分担金は、施設整備計画等に伴い各市から1名ずつ派遣される職員の人件費分で、各市1,000万円で合計3,000万円でございます。

2款1項使用料でございますが、1節体育施設使用料が31万7,000円で、自動販売機17台分の行政財産使用料でございます。2項手数料でございますが、3億1,350万8,000円で、事業系廃棄物処理手数料でございます。手数料条例の一部改正に伴い、平成22年7月1日からキログラム25円での計上をいたしてございます。

3款繰越金でございますが、2億円で、純繰越金でございます。

4款諸収入1項組合利子が100万円で、運用に伴う預金利子でございます。2項雑入は1,361万9,000円でございます。一般廃棄物処理手数料の1,320万円は平塚市のし尿の受け入れに伴うもので、1リットル当たり11円で計上しております。

組合債につきましては、平成22年度は予算計上がないため、廃除科目でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。18、19ページをごらんください。1款1項議会費につきましては119万4,000円を計上させていただきました。

2款総務費でございますが、20ページから29ページでございます。1項総務管理費でございますけれども、これは総務課関係の人件費、電算、文書、庁舎管理、施設更新計画等に係る経費で、主だったところを説明させていただきます。

20ページから23ページの1目一般管理費では、特別職と一般職13名分の人件費、職員健康診断負担金補助及び交付金が主なものでございます。

24、25ページの2目財政管理費では、消耗品の需用費、清掃業務等の委託料、電算機等の使用料及び賃借料が主なものでございます。

同じく24、25ページの3目企画費では、地質調査及び測量調査業務、施設更新計画業務などの委託料が主なものでございます。

28、29ページの2項1目監査委員費では、報酬が主なものでございます。

次に、30、31ページの3款民生費でございます。本郷老人福祉センターに係る経費でございますが、施設修繕などの需用費、工事請負費、指定管理料などの委託料が主なものでございます。

32ページから39ページは4款衛生費で、施設課職員の人件費、消耗品、施設修繕などの需用費、委託料が主なものでございます。

32ページから35ページの1目清掃総務費では、76名分の人件費、作業用消耗品などの需用費、電気、水道などの光熱水費、電気保安業務などの委託料が主なものでございます。

34ページから37ページの2目塵芥処理費では、焼却炉や粗大ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理及び整備補修などの需用費、焼却灰の熔融等の一般廃棄物処理などの委託料が主なものでございます。

36、37ページの3目し尿処理費では、生し尿、浄化槽汚泥を処理するための薬品購入、施設の維持管理に要する整備補修費などの需用費、施設の維持管理業務などの委託料が主なものでございます。

40、41ページの5款、1目体育施設費は、施設修繕などの需用費、指定管理料などの委託料が主なものでございます。

42、43ページの6款1項公債費は、1目元金が政府債6件、県貸付金1件の償還、2目利子が政府債6件、県貸付金1件と一時借入金の償還でございます。

44、45ページの7款、1目予備費は、前年度同額の1,000万円の計上でございます。

46ページから56ページまでは給与費明細書、52、53ページは継続費についての調書、54、55ページは債務負担行為に関する調書、56、57ページは地方債の現在高に関する調書、59ページ以降は分担金の分賦内容と明細書でございます。

以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 予算に当たって何点かお聞きをしておきたいと思っております。

まず初めに、総務管理費の使用料及び賃借料、先ほどの全員協議会でも話に出

ましたが、いわゆる最終処分場の借地料に関してお聞きをしたいと思うんですけれども、いわゆる処分場の廃止。安全に廃止することが前提ですけれども、その上での有効活用を図っていきたいということを基本計画の中でも示されていますし、先ほどの組合長のお話でもありました。その際には、今後借地契約に関しては継続をするのかどうなのか。今後活用していくということであるならば、買い取りということが妥当な選択かなと思うんですけれども、そこら辺に関してはどういうふうを考えているのか。基本的に地代として毎年支払いをしているわけなんですけれども、それと買い取っていく場合との関係からすると、相当年数借地で借りておられますから、買い取りに移行したほうが逆に経費の面からいっても少なくなるのではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（池田徳晴君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 大変難しい問題でございます。まず、借地料3,413万9,000円でございますから、安い額ではございません。そういった面では、この部分では先ほど申し上げたとおり、地権者の意向をまだはっきり把握していません。中には相続で売りたいとか、あるいはそのまま貸したいという人もいらっしゃると思いますけれども、私ども今、ちょうど施設の延命の関係を地元と話しております。その方向を見定めた段階で、並行しながらこの土地の問題について話し合いをさせていただきたいと思っているところでございます。そうしませんと、借りている土地とこれからの施設延命が一緒くたになりますと、いろいろな駆け引きとかの問題になりますので、私どもは別個として考えて延命をお願いし、あるいは延命をお願いした段階では施設の更新をお願いするような話をしています。この土地についてはもう別個地権者の意向を踏まえながら、安全確認をした上での問題をやっていきたい。沖永議員が言うとおりに、借地にすると未来永劫まで残っていきますので、私どもはできれば買い取りなら買い取りという方針もあらうと思いますけれども、やはり地権者の意向もそこに加味しないとイケないという問題もございますので、それについてはしばらく時間をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） いずれにしても、土地所有者のほうに、借地で返すというつ

もりはないわけではないですか。土地所有者としても、返してもらったところ
なかなかというのがおありかと思うので。そこら辺の事情に関して私は一切抜き
にして、純粹に財政的な点からしても、しかも、今後の使用ということから考え
ても、買い取りが妥当な選択なのではないかということで申し上げましたので、
何らかの事情等が絡んでいるのかとは察しますけれども、ぜひその辺もあわせ
て、この施設、次、どうしていくのかということの中で考えていただければと
思います。

もうひとつは、あわせて総務費の施設更新計画業務という形で計上されている
ことについてなんですけれども、基本的に施設をどうしていくのかというマスタ
ープランというか、基本計画を立てることになるとは思うんですけれども、非常
に大きな重要な点としては、やっぱり次期の処理方式を一体どういうふうにし
ていくのか。あるいは、それにあわせて規模ですよ。どのぐらいの規模を想定す
るのか。基本計画の中でも一定示されていますし、これまでも一定示されたもの
はありますけれども、減量化との関係の中で、炉に関してもどのぐらいの規模に
していくのかとか、あるいは、その管理運営をどうしていくのかも含めて、そ
こら辺を今後どういうプロセスで決定をしようとお考えなのか。あるいはこうい
った重要な点について何らかの市民に——市民といっても、三市が対象になります
けれども、そういった方々も含めて、処理方式や規模や管理方法等についてのお
考えを市民参加で決定していくことについてのお考えがあるのかどうか、その点
についてお聞きをしたいんですが。

◎議長（池田徳晴君） 施設課長。

◎施設課長（芳賀順一君） 今年度整備構想ということで、施設規模等についま
して検討を重ねているところでございます。ただ、基本になるベースの数字とい
うのは、あくまでも一般廃棄物処理基本計画の数字でございます。その数量をも
とにいたしまして、し尿処理施設につきましては、おおむね5方式のうち3方
式に絞ってございます。まず、下水道放流という中で交付金対象になるのか、も
しくは今後し尿が抱えております、平成30年度以降どのような形で終了して
いくかというようなことを踏まえた形での方式の決定を最終的に行うようになる
と思います。

ごみにつきましては、建設前にいま一度、一般廃棄物処理基本計画の策定を平

成24年度に予定しております。ただ、現段階では、あくまでも平成19年度に策定をいたしました基本計画の中での数字の処理トン数にしてございます。さらに、検討につきましては、これは国でも総合評価方式ということで、第三者の専門家、一般的には大学の先生でありますとか、東京都ですとか、全国都市清掃会議という第三者機関から何人かの有識者をお招きして、そこの中で決定していくという方法が一般的でございます。

し尿については、総合評価方式よりも、公募型指名競争入札が一般的な機種の決定方式になっております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） ただ、処理方式等に関して言えば、ごみの場合に関してはまだ最終的には確定をされていないと思っていますので、そこら辺の次期の最終的な詰めに関しては、計画に定めるとしたら次期の基本計画ということになるかと思うんですが、ただ、その過程の中での議論をどういうふうにしていくのかが重要だと思いますので、その点はまた、意見も申し述べますが、考えをいただければと思います。

あと塵芥処理費のほうなんですけど、いわゆる施設の修繕料といいますか、炉の定期点検等の問題で、12月議会のときにも何点か指摘をしたと思うんですけども、今回は、ひとつは、先ほどの補正に出ていた予算の科目設定の問題なんです。散気管の改修工事という形で工事費で計上している。一方で、ほとんどの定期点検が施設修繕という形で需用費に計上されてきている。やり方として、修繕という形での計上のあり方はどうなのかというのがひとつ思うわけなんです。定期点検を考えて言えばメーカーとの随契になるわけですけども、委託契約という概念もあるでしょうし、先ほど言ったように大規模なものに関して言えば工事というものもあるでしょう。先ほどの補正のを見ていて改めて思ったんですけども、随意契約といえども、工事になれば予定価格を設定するようになりますよね。設計をしなければいけなくなりますよね。先ほどおっしゃったとおり、いろいろな形で東京都環境整備公社だとか、単価計算の積み上げ方式を一定……。当局側からすれば実務的には手間かもしれないんですけども、工事になるとやらざるを得ないですよね。そこで、そういう形で何千万円かの削減効果があったわけですから、そこら辺の今の予算の中での計上の仕方として、一括すべ

て修繕という形がいいのか。部分的にはそういった形での改修工事とする、あるいはどの自治体でも委託に関しては見積りの検討をされている。

もちろん修繕でもやるでしょう。ただ、そういう委託契約という手法もありますし、修繕という形で大体10億円近いお金が全部含まれているということからすると、やはり透明性の面からいっても若干問題ありかなと思うんですが、その辺についてのご見解とあわせてお聞きをしておきたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） 私ども従前焼却炉の維持補修につきましては、すべて需用費の中の施設修繕でやってまいりました。ごく最近でございますけれども、平成20年度に触媒反応塔の設置とボイラーチューブの交換工事をやりました。これはいずれも検討を加えました。どういう科目で設定していくべきか、検討いたしました。工事でいくべきであるという結論に達して、補正予算を組みまして、議会の契約上の承認をいただきまして工事を執行したところでございます。このときに考えたというか、私どもが検討したことにつきましては、施設の通常の性能の維持を図るということ以外に、よりよいものに改善していくというもの等については工事請負費にしていくべきではないかという考え方をそのときに出しました。今回21年度の補正の散気管で先ほど議論になりましたけれども、これにつきましては規模が一定のものになる、金額的にも相当部分に係るということで、同じく工事請負費にしたところでございます。

委託料にする考え方もあるというご指摘でございました。確かに各市を見ますと、修繕費であったり、工事請負費であったり、委託料であったりする現実がございます。私どもまだちょっと未整理な部分がございます。若干の混乱があることは事実でございますけれども、今言ったような考え方、施設の性能の改善を図る、あるいは大規模なもの等を中心に工事請負費として今後もやっていきたいなど考えておりますし、また、委託料ということについては少し研究を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 基本的な流れとしては、確かに当局側からすると結構負担になるかと思うんですけれども、設計をして、予定価格を設定するという形にしたほうが、やはり相手に対しても、メーカーに対してもプレッシャーというか、

その点も大きいのではないかなと思います。

実は出していた積算の手引等に関して、私、あるメーカー出身の方。当メーカーではないですけども——出身で、退職されたOBの方に見ていただきました。そうすると、おおむね妥当な積算であろうという評価を総評としていただきました。ただし、一般論でおっしゃっていたんですけども、一般論でメーカー側の論理としては、さっき対象になった散気管だとか、あるいはボイラーだとか、いわゆる施設の心臓部分に関して最も経費率を高く見ていると。その部分に関してはメーカーの心臓部分であるので、なかなかほかから手が出せない。逆に言えば、その分で経費率を上げていって益を出していくという構造のようであります。

そこからすると、さっきの補正で散気管の部分を減少させたということに関しては評価するものでありますけれども、さらに今後のことを考えていくと、いかにそこら辺のところは、はっきり言えばメーカー側とのやりとりの問題になってくるわけですよ。その場合、やはりこちらも一定の労力をかけないと、そこら辺のコスト面に関しては落とすことはできないと思いますので、そういう工事の方式。工事のほうに予算科目を持っていくことだとか、あるいは部分的には、その方もおっしゃっていましたが、今のを見て、心臓部以外のところに関して言えば競争入札できる部分も多々あるということですので、競争入札と随意契約との組み合わせに関して行っていくことも含めて、その辺も検討していくべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（池田徳晴君） 事務次長。

◎事務次長（赤澤真二君） まず1点、きちんと答弁させていただきます。まず、工事費でやっている、先ほど予定価格までつくるという作業につきましては、私ども修繕費で行っている部分についても同様の形で行っております。修繕費の可否という問題があるかと思いますが、基本的に中身の問題で、本来工事費で行うべき作業と委託に近いような作業が混在しているというのがひとつの要因として残っております。そういった部分もありまして、それがある程度きちんと整理できるようなものについては、先ほどの散気管のように工事できちんと予算化するようなことで行っております。

一般競争入札の推進というふうな形になろうかと思いますが、基本的に

私どもでの作業の中身について、単独で行える、あるいは性能保証にかかわりのない単独の部品交換だとか、ある程度汎用性があるとか、そういったもろもろの要因を考えた中で一般競争入札にできるものについてはしていくという方針で現在進めております。そういった部分では、議員さんのほうから若干物足りないというお声があるかと思えますけれども、その作業につきましては今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。牧嶋とよ子議員。

◎（牧嶋とよ子君） 細かな点で1点だけ。歳出の委託費なんですけど、私も21年度の当初予算の確認ができていまして、申しわけないんですけど、長い間、ダイオキシン類の血液検査がこの委託料の中に掲載されていたような記憶があります。ほかに盛り込みがされているのか、この間の変化の経緯等がありましたら、そこをお示しいただきたいことが1点。

あと老朽化に伴うというところでは、福祉センターや、また温水プールの改修等が断続的に入ってきているかと思えます。今回も1,000万円強の金額がプールの改修工事として入っているわけなんですけど、平成30年度まで今の施設を活用していくのであれば、今後またこのような改修工事がなされるというふうに想像がつくんですけど、修繕計画の見通しについて伺っておきたいと思えます。

あともう1点、予算なので改めて伺っておきたいのが、一般廃棄物処理基本計画の中に廃棄物会計の導入が21年度中に検討され、実地というふうに盛り込まれています。これは三市プラス組合という中で議論がされるように計画ではなっているんですけど、この結論について伺っておきたいと思えます。以上です。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（山崎孝雄君） それでは、3点の質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、ダイオキシン類の血中濃度の検査につきましては、希望者につきましては一通り終了したということで、22年度は予算計上はございません。

プールの計画等につきましては企画財政課長からお答え申し上げます。

基本計画の中の廃棄物会計につきましては、大変申しわけございませんが、私どもこれはまだ検討に至ってございません。基本計画全般につきましては検証会議というものをつい先ごろ設けまして、年2回検証していくことが確認されまし

たけれども、この部分につきましてははまだ手がついていない現状であります。
以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 企画財政課長。

◎企画財政長（中村大義君） プールの修繕の関係ですが、今年2,600万円ほど入れております。これにつきましては平成30年度で一応切れるということなんですけれども、平成5年6月に開館いたしまして、もう17年に入っております。塩素関係を使っておりますので、かなりさびとかそういうものが多いものですから、やはりこのくらいの修繕費が今後出てくるとは思います。ただし、当然のごとく、うちのほうの計画でも、30年近くなれば、これぐらいもつだろうという形では減額していく予定でありますが、まだ数年はこのくらいの経費はかかってしまうのではないかと考えております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 牧嶋とよ子議員。

◎（牧嶋とよ子君） ありがとうございます。廃棄物会計の関係は、座間は担当によってやった年が多分あったかと思うんですね。本当にこれから多額な施設の建設等に入っていく中で、やはりごみ処理のコストは厳密に出していき、またそこに市民への説明責任も含めてですけれども、合意をとっていかなければいけないというところで、これは改めて早急に——多分ご答弁では検討すらされていなかったような経過ですけれども、早急に結論を出し、そして実施という中で積極的に取り組むべきだと思っていますので、要望しておきたいと思います。

◎議長（池田徳晴君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案

を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第7号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

本日提案されました議案については全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後0時15分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成22年3月30日

高座清掃施設組合議会議長 池田徳晴

高座清掃施設組合議会署名議員 牧嶋とよ子

高座清掃施設組合議会署名議員 山口良樹

を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第7号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

本日提案されました議案については全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後0時15分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成22年3月30日

高座清掃施設組合議会議長 池田徳晴

高座清掃施設組合議会署名議員 牧嶋とよ子

高座清掃施設組合議会署名議員 山口良樹